

身元保証・遺言信託

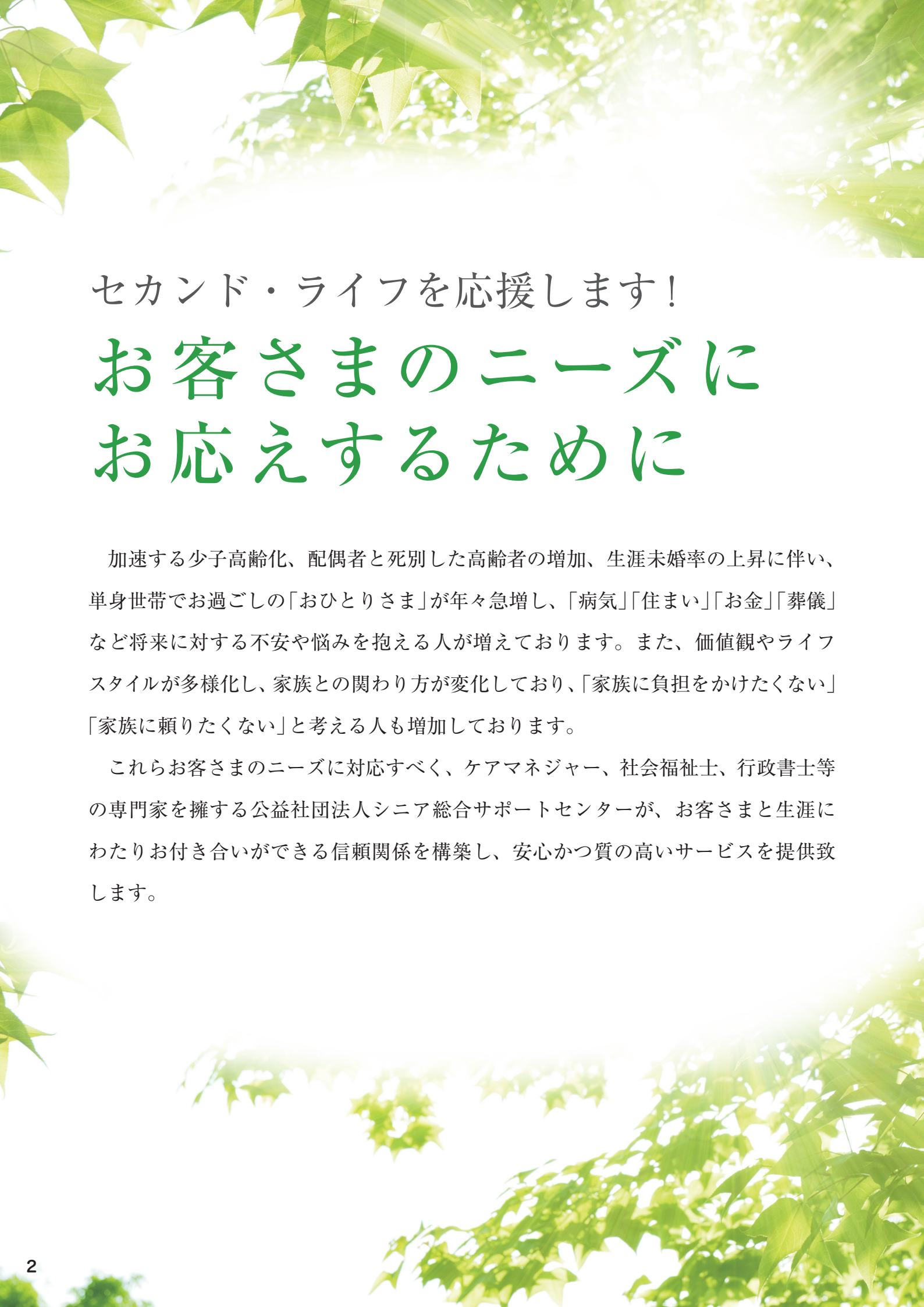


イオンライフ

×



公益社団法人
シニア総合サポートセンター

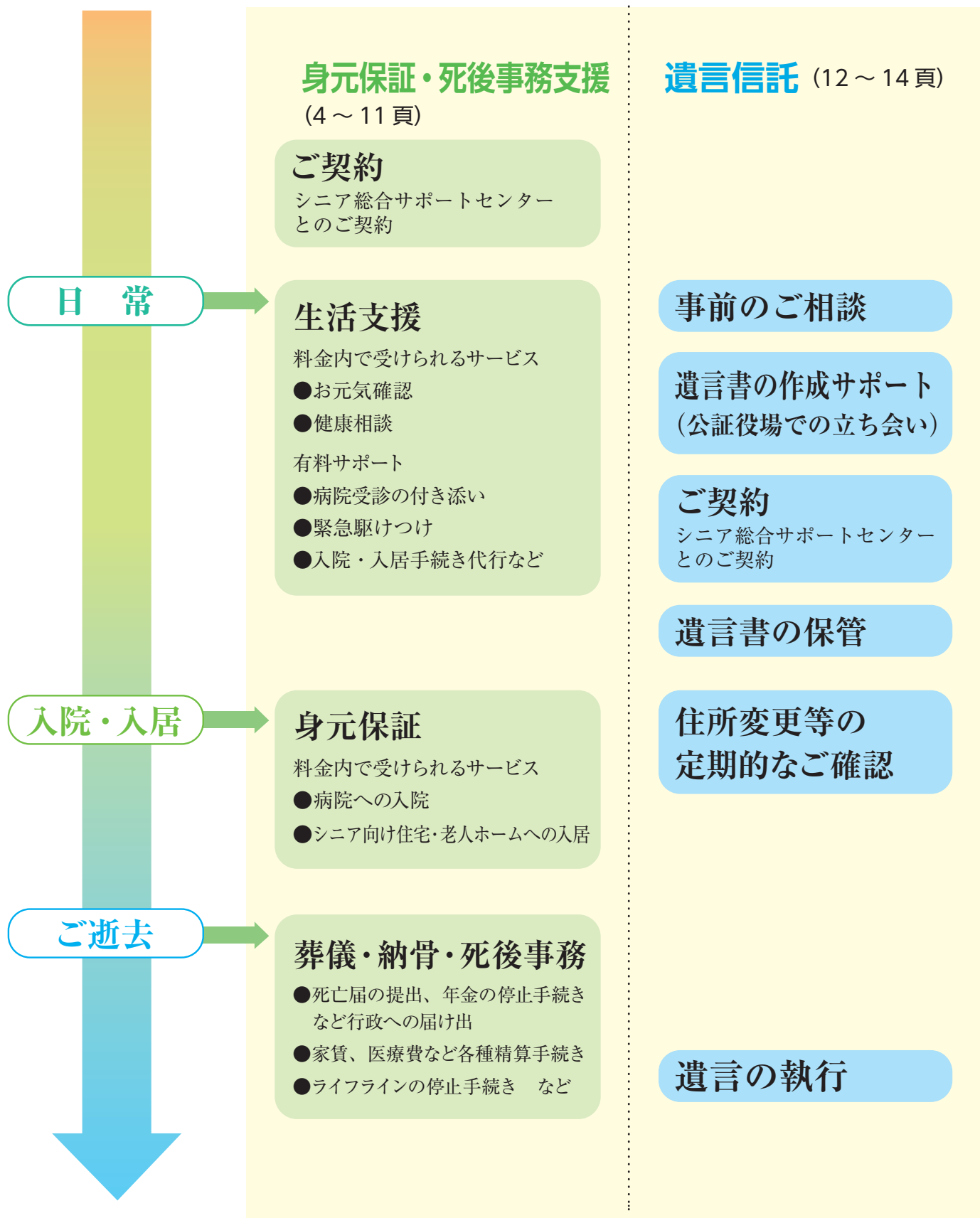


セカンド・ライフを応援します！

お客さまのニーズに お応えするために

加速する少子高齢化、配偶者と死別した高齢者の増加、生涯未婚率の上昇に伴い、単身世帯でお過ごしのおひとりさまが年々急増し、「病気」「住まい」「お金」「葬儀」など将来に対する不安や悩みを抱える人が増えております。また、価値観やライフスタイルが多様化し、家族との関わり方が変化しており、「家族に負担をかけたくない」「家族に頼りたくない」と考える人も増加しております。

これらお客さまのニーズに対応すべく、ケアマネジャー、社会福祉士、行政書士等の専門家を擁する公益社団法人シニア総合サポートセンターが、お客さまと生涯にわたりお付き合いができる信頼関係を構築し、安心かつ質の高いサービスを提供致します。



1 身元保証・死後事務支援

シニア総合サポートセンターが提供する身元保証は、ご家族に代わって病院への入院、老人ホームなどへ入居の際の身元保証人お引き受けから、生活支援（入院時の契約手続き代行等）、ご逝去後の葬儀・納骨・死後事務支援まで、ご希望に合わせてサポートいたします。

次のような方にご利用いただいております。

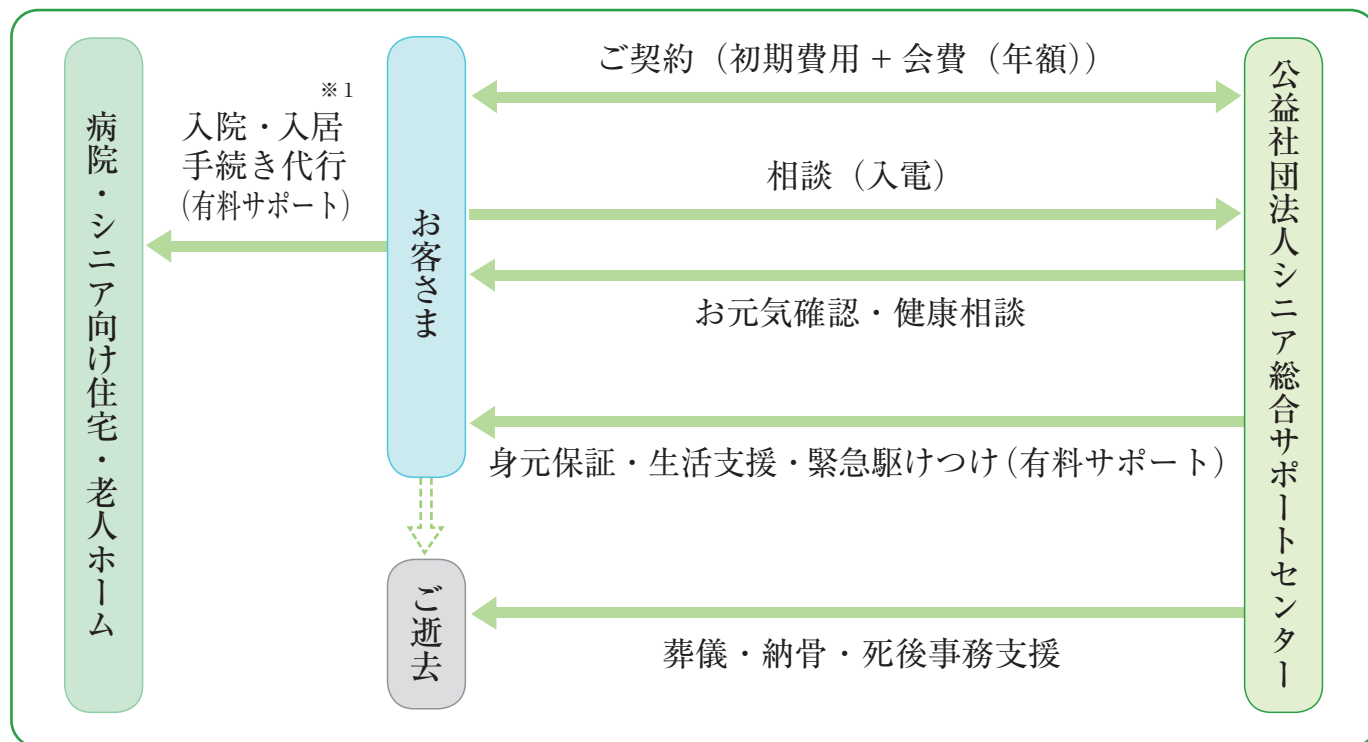
独り暮らしで
身近に頼れる人が
いないという方

ご家族やご親族
に負担をかけた
くないという方

お子さまがおられず、
夫婦二人暮らしの方

など

「身元保証・死後事務支援」の仕組み



※1 入院・入居先の病院・シニア向け住宅・老人ホームは、原則としてお客さまにおいてお選びいただきます。入院・入居手続き代行は、お客さまのご要望に応じて生活支援（有料サポート）として承ります。

I. 身元保証

病院への入院、老人ホームなどへの入居の際には身元保証人が求められます。

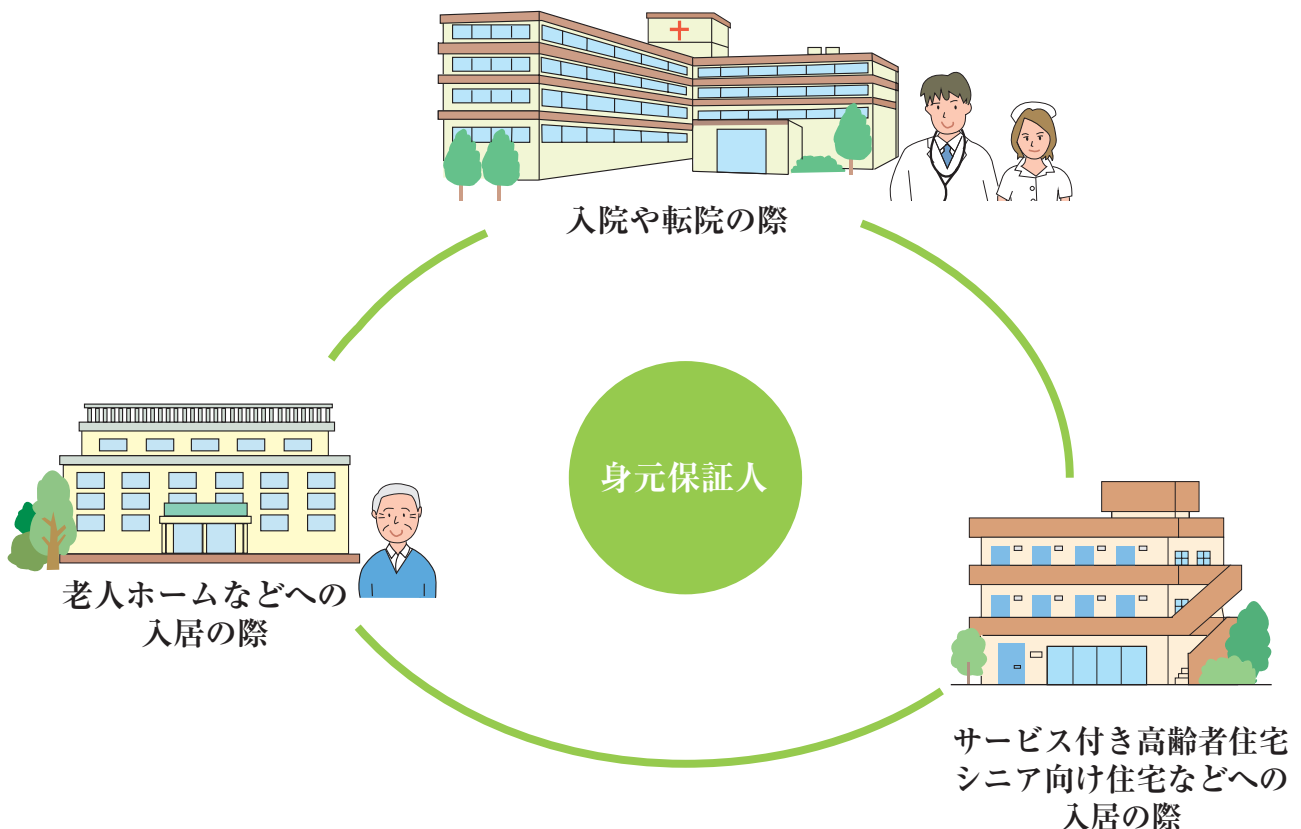
病院や老人ホームはどうして身元保証人を求めるのでしょうか？

- ・入院費や老人ホームなどの利用料の滞納に備えるため
- ・緊急連絡先が必要なため



病院への入院、シニア向け住宅・老人ホームなどへの入居にあたっての連帯保証人、身元引受人及び緊急連絡先を公益社団法人シニア総合サポートセンターが終身にわたってお引き受けいたします。

万一緊急入院の際には家族に代わって対応いたします。シニア総合サポートセンターの職員が医師との協議に参加するほか、あらかじめご本人さまのご希望をもとに作成した「医療に関する意思確認書」を医師に伝え、今後の治療方針についてご本人さまの意に沿うよう対応いたします。



Ⅱ. 生活支援



身元保証ご契約者様がご利用いただけるサポートです。ご自宅、病院、シニア向け住宅・老人ホームなどの状況にあわせて、様々な支援を行っています。

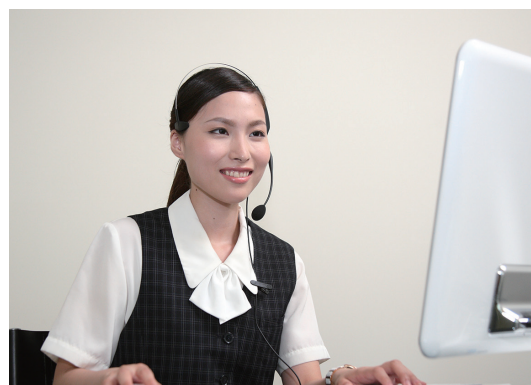
安心して生活を送れるよう、緊急時は24時間365日対応しています。

料金の範囲内で受けられるサポート

お元気確認

定期的な電話又はショートメール配信で、健康状態などを確認します。確認がとれなかった場合、スタッフがご自宅にお伺いし、在宅確認をいたします。

※大手警備会社のホームセキュリティの紹介(割引適用)が可能です。警備会社の緊急連絡先も24時間365日お引き受けします。



健康相談

医師や看護師など、専門の資格を有するスタッフが次のようなご相談に対し24時間365日電話にてアドバイスを行います。

- ・急に熱が出て心配
- ・最近、体調が良くない
- ・血圧が高くなって心配



有料サポート ※介護保険適用外

主に身元保証人・緊急連絡先として、対応が必要な際に職員が出動・支援いたします。

- 緊急搬送時の駆けつけ対応
(24時間365日体制の構築)
- 入院時や入院中の契約手続き代行
- 必要品の購入、お届け
- 医師との協議
- 手術の立ち会い
- 入退院の付き添い
- 病院受診
- ケアマネジャー、施設担当者との協議
- 介護認定調査の立ち会い
- シニア向け住宅・老人ホームなどの
見学同行、入居契約の立ち会い
- 転居時の付き添い、住所変更手続き
の代行



有料サポートは、次のとおり費用がかかります。

※料金は全て税込です。

支援日	依頼日	利用料金 (1 時間あたり)
平日昼間 (午前 8 時～午後 6 時まで)	2 日前まで	3,564 円
	前日・当日 (緊急)	4,584 円

ご注意事項

- ①ご利用時間は、1 時間からとなります。(以降は 30 分単位で計算)
- ②支援の指定場所に到着後から、ご利用時間を計算します。
- ③最寄り支部からの交通費は、別途ご負担いただきます。
- ④土日祝日と夜間 (午後 6 時～午前 8 時まで) は、それぞれ約 1,020 円増になります。
- ⑤緊急時以外は、平日の受付時間内 (午前 9 時～午後 6 時) にご依頼ください。

Ⅲ．葬儀・納骨・死後事務支援

身元引受人として、ご逝去後の対応を行います。ご親族に代わって葬儀社の手配、喪主を代行いたします。葬儀、納骨、供養などのご希望を、生前にご本人様にお聞きしておき、ご希望に沿って行います。その際、ご希望の内容によっては預託金を追加していただく場合がございます。

葬儀

ご親族、ご友人などへのご連絡、喪主代行、法要等を行います。宗旨・宗派は問いません。



納骨

指定された場所・方法でご納骨します。永代供養墓のご紹介、合祀墓のご用意がございます。



死後事務

ご逝去後、ご親族に代わって各種の煩雑な手続きをすべて行います。

- 死亡届の提出
- 年金の停止
- ライフラインの停止手続き
- 入院費用等の清算
- 保険証の返還
- 携帯電話・プロバイダーの契約解除

※入院費用、遺品整理、菩提寺へのお布施のご依頼は別料金となります(要見積)。



「身元保証・死後事務支援」の料金

ご契約に際しては、次のとおり費用がかかります。

なお、お支払い方法は、銀行振込のみにて承っております。

1. 初期費用

※注釈のない料金は全て税込です。

費目	費用	預託金 ^{※1}	内 容
入会金	10,000 円		会員は次のサポートを受けることができます。 ① 無料相談（施設入居、葬送支援等） ② 会報誌等による各種情報提供
会費	(年額) 10,000 円		
事務管理費	539,815 円		24 時間 365 日緊急対応の体制構築、会員様の台帳作成・管理、預託金の保管・管理、全般的なシステム管理、身元保証サポート業務遂行の費用全般に充当いたします。 ご契約後 6 か月以内のご解約又はお亡くなりの際は、事務管理費の 50% をご本人さま又は相続人さま等に返還します。
身元保証料 (預託金)		356,481 円	病院・シニア向け住宅・老人ホーム等の身元保証人を引き受け、終身にわたりサポートします。契約時に預託金として預かり、身元保証人を引き受けた時に全額を身元保証料に充当します。 ご契約後、身元保証人となることなくご解約又はお亡くなりの際はご本人さま又は相続人さま等に預託金全額を返還します。
葬儀・納骨・ 死 後 事 務 支 援 費		500,000 円 (不課税)	葬儀・納骨、死後事務手続きの一切を行います。 ご希望の内容によって不足分が生じる場合は、預託金を増額いただくか、相続人さまへ請求することになります。
(小計金額)	559,815 円	856,481 円	
合計金額			1,416,296 円

2. 翌年以降の費用

会費	(年額) 10,000 円		毎年 4 月にお支払いいただきます。 初年度は入会翌月から 3 月までの月割の金額となります。
----	---------------	--	--

一部審査によりご契約できない場合がございます。

消費税率変更や物価の変動等に伴い、改定させていただく場合がございますのでご了承ください。

※消費税不課税となります。

※ 1：預託金は信託会社を通じて管理・保全致します。

信託会社は、信託業法により内閣総理大臣の免許若しくは登録を受けた会社であり、経営の健全性確保と利用者の保護が図られているので、安心して管理を任せることができます。

ご契約の流れ



Step1

サポート内容のご説明（無料）

まずはお電話でご予約ください。
ご自宅・老人ホーム・その他ご指定の場所へお伺いいたします。シニア総合サポートセンターの本部・支部へお越しいただいても構いません。



Step2

お申し込み・審査

必要な情報をお伝えのうえ、審査に必要な書類を添えてお申し込み下さい。
お申し込みいただいた情報に基づき、審査いたします。
※審査によりお引受けできない場合もございます。



Step3

契約締結・振込後サポート開始（入金）

審査完了後、契約に必要な書類をご提出いただき、契約を締結します。その後費用をご入金下さい。入金確認後、会員証を発行し、サポートを開始いたします。

よくあるご質問

Q1. 契約に際して、どのような書類が必要ですか？

A1. 住民票（本籍・世帯主・筆頭者記載）・印鑑登録証明書（いずれも発行後3ヶ月以内）、身分証明書（各種保険証、運転免許証等）、実印等が必要です。契約ごとに必要な書類が異なりますので、詳しくはシニア総合サポートセンターの職員にお問い合わせください。

Q2. 契約後は銀行の預金通帳・印鑑又は証書など全て預けなくては行けないのですか？

A2. お預けいただく必要はございません。付き添いが必要であれば生活支援等で対応いたします。

Q3. 夜間・祝日など緊急時はどのように対応してもらえるのですか？

A3. 24時間365日お受けいたします。ご連絡後担当者が速やかに対応いたします。

Q4. ボランティア先やマンション管理組合、旅行の際などの緊急連絡先になっていただけますか？

A4. 身元保証以外の緊急連絡先もお引き受けいたします。



2 遺言信託

シニア総合サポートセンターでは、公正証書遺言の作成補助、保管、ご相続発生後の遺言執行を行います。

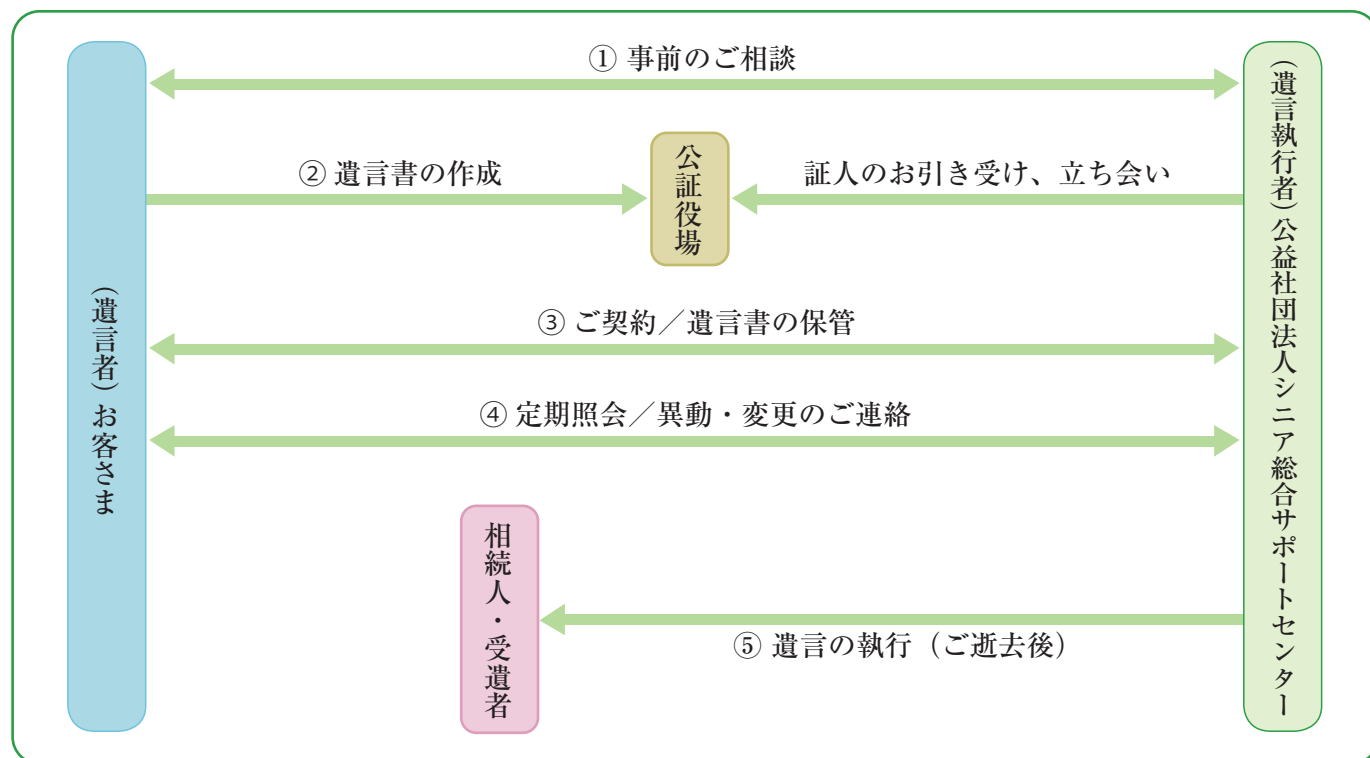
当センターを遺言執行者に指定した公正証書遺言により、身元保証・死後事務支援でご逝去後に発生する残債務等（入院費、残置物撤去費、菩提寺へのお布施等）は、残余財産から支払い、精算いたします。

このような方に遺言信託の活用をおすすめします

- 子どもがいないので、死後に金融機関などの手続きを行ってくれる人（遺言執行者）を決めておきたい
- 子どもがいない夫婦なので、お互いに配偶者へ全財産を相続させたい（夫婦相互遺言）
- 教育・福祉・芸術など世の中のためになることに寄付したい
- 相続人ごとに特定の財産を自分の意思で指定し相続させたい
- お世話になった人に一部の財産をあげたい



「遺言信託」の仕組み



お手続きの流れ

① 事前のご相談

対象となるお客さまの財産やご意向等について伺います。また、公証役場にご相談内容を伝え、遺言書作成時の予約を行う等、遺言書作成準備をお手伝いいたします。^(※)

※ご相談内容が法律相談や税務相談にあたる場合は弁護士・税理士の関与が必要となります。

その際は別途費用がかかる場合がございます。

② 遺言書の作成／証人のお引き受け、立ち合い

事前のご相談に基づき、公証役場で公正証書^(※)による遺言を作成していただきます。遺言書作成の際、シニア総合サポートセンターが、証人として立ち会います。

※シニア総合サポートセンターを遺言執行者として指名いただきます。

③ ご契約／遺言書の保管

遺言信託契約を締結し、公証役場で作成された公正証書の正本をお預かりいたします。

④ 定期照会／異動・変更のご連絡

遺言の内容や財産・家族の異動、ご住所の変更などについて、シニア総合サポートセンターが定期的に確認いたします。

⑤ 遺言の執行

シニア総合サポートセンターは、遺言書の内容を相続人・受遺者の皆さまに開示し、遺言執行者に就職いたします。ご相続人等関係者の方にご協力いただき、遺言執行の対象となる財産の調査^(※)を行います。判明した相続財産について財産目録を作成いたします。その後、遺言書に基づき、預貯金・不動産・有価証券等の名義変更、換価・換金処分などを行い、相続人・受遺者の皆さまに財産を承継いたします。

※調査対象は、遺産のうち遺言執行対象の財産に限ります。

※執行の際に法的問題や税務上の問題がある場合は弁護士・税理士の関与が必要となります。その際は別途費用がかかる場合がございます。

※執行対象財産の評価額に料率を乗じた額の合計額が執行報酬となります(次頁参照)。

「遺言信託」の料金

契約時と遺言執行手続き完了時に次のとおり費用がかかります。
 なお、お支払い方法は、現金または銀行振込にて承っております。

契約時

1. 初期費用

※料金は全て税込です。

入会金	10,000 円	会員は次のサポートを受けることができます。 ①無料相談（施設入居、葬送支援等） ②会報誌等による各種情報提供
会費	(年額) 10,000 円	
受託手数料	110,000 円	次の事項を行います。 ・遺言公正証書の作成補助 ・遺言書の保管・定期照会 ・遺言執行者への就職
合計金額		130,000 円

※別途、公証役場に支払う公正証書作成費用、戸籍謄本等の取り寄せ費用はお客さまのご負担となります。

2. 翌年以降の費用

会費	(年額) 10,000 円	毎年4月にお支払いいただきます。 初年度は入会翌月から3月までの月割の金額となります。
----	---------------	--

消費税率変更や物価の変動等に伴い、改定させていただく場合がございますのでご了承ください。

遺言執行手続き完了時

ご相続・遺贈等の手続き完了後、相続財産の中から遺言執行報酬をお支払いいただきます。
 報酬額は、執行対象財産が5,000万円を超える部分に関しては、各料率を乗じた額の合計額となります。

※料率と料金は全て税込です。

執行対象財産 (A)	遺言執行報酬
5,000 万円以下の部分	550,000 円
5,000 万円を超え1億円以下の部分	$(A) \times 1.1\%$ (料率)
1億円を超え3億円以下の部分	$(A) \times 0.55\%$ (料率)
3億円を超え5億円以下の部分	$(A) \times 0.33\%$ (料率)

※相続税申告の際の税理士費用や、登記申請の際の司法書士費用は別途かかります。



公益社団法人シニア総合サポートセンター

弁護士法人T L E O 虎ノ門法律経済事務所が母体となり設立した法人です。

《事業内容》高齢者等の総合支援事業

《本 部》

〒105-0003 東京都港区西新橋 1-20-3 虎ノ門法曹ビルB1F

《千葉支部》

〒260-0015 千葉県千葉市中央区富士見 2-3-1 塚本大千葉ビル 8 階

《札幌支部》

〒060-0001 北海道札幌市中央区北1条西 3-3 ばらと北一条ビル 3 階A号室

《仙台支部》

〒980-0021 宮城県仙台市青葉区中央 2-2-10 仙都会館ビル 4 階

《横浜支部》

〒220-0064 神奈川県横浜市西区北幸 2-10-33 MIテラス横浜西口 4 階

《名古屋支部》

〒460-0003 愛知県名古屋市中区錦 2-15-20 三永伏見ビル 801号

《大阪支部》

〒530-0047 大阪府大阪市北区西天満 4-1-15 西天満内藤ビル 3 階

《神戸支部》

〒650-0024 兵庫県神戸市中央区海岸通 5 商船三井ビル408号

《福岡支部》

〒812-0011 福岡県福岡市博多区博多駅前 3-27-25 第2岡部ビル 8 階A号室

《那覇支部》

〒900-0025 沖縄県那覇市壺川 3-2-6 壺川ビル 3 階 1 号棟南側



虎ノ門法曹ビル（本部所在地）

イオンライフ

×



公益社団法人

シニア総合サポートセンター

[募集代行]

24時間365日
無料通話

0120-394-394

イオンライフ株式会社

〒261-8515 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

記載内容は2025年5月現在のものです。予告なく変更となる場合があります。